令和７年度火薬類危害予防週間実施要領

令和７年５月２日
経　済　産　業　省

１．目的

火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として、各地の実情に即した取組を行い、火薬類の危害予防意識の高揚を図る。

２．期間

本年度は、令和７年６月１０日（火）から６月１６日（月）まで実施する。

（火薬類危害予防週間は、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として、火薬類事故発生件数の増加する７月～８月を控えた毎年６月１０日～１６日までの７日間に実施）

３．実施機関

経済産業省（産業保安・安全グループ、各産業保安監督部）、各都道府県及び各指定都市、公益社団法人全国火薬類保安協会、各都道府県火薬類保安協会、公益社団法人日本煙火協会、一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会

４．実施事項

各実施機関は、本年度の「火薬類危害予防週間」の実施に当たって、①法令遵守の徹底、②火薬類の保安管理体制の再確認、③危害予防及び自主保安に関する意識高揚を図るため、以下の取組を行う。

（１）関係者における法令遵守の徹底

・関係法令、規定等の遵守徹底
・危害予防規程及び各現場における作業手順・安全対策等の再確認
・製造、消費、廃棄等の各現場における作業開始前の手順や現状確認の徹底（特に煙火等の消費前には、事前散水をはじめとする火災防止対策の他、使用設備の点検や充分な保安距離の確保を徹底）
・火薬庫の点検や鍵の施錠等、火薬類の紛失・盗難の防止への留意

（２）保安管理体制の再確認

・事故・災害発生時の社内連絡体制、役割分担等の対応について再確認
・大雨や台風、地震等を始めとする自然災害発生時の対応について、当該期間中に再確認
・産業保安監督部や都道府県等の担当部署との事故・災害発生時における連絡体制の再確認

（３）危害予防及び自主保安に関する意識高揚

・全国で発生した過去の事故事例を踏まえ、想定される事故リスクの洗い出しや、安全対策・保安教育等の実施

※過去の事故事例については、経済産業省ＨＰで公表されている「火薬類事故防止対策委託事業報告書」から確認することができます。
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/gunpowder/jikojyouhou/index.html（※2025/3/31 時点情報）

・火薬類危害予防週間のポスターの配布・掲示。

５．その他

・産業保安監督部及び都道府県等においては、立入検査や事業者が行う定期自主検査への立会などを通じて、火薬類危害予防週間期間外にあっても、火薬類に関する保安水準向上に向けて指導

・動物用駆逐煙火及び動物駆逐の目的でのがん具煙火の使用による火災の発生を防止するため、消費者に対して、使用にあたっては火災予防に特に注意するとともに、製品の安全基準を守るよう注意徹底（20250312 保局第１号 火薬類の取扱いに伴う事故の防止について（注意喚起）参照）